鹿児島県知事　塩田　康一は，地方自治法第 150 条第４項の規定による評価を行い，同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

１　内部統制の整備及び運用に関する事項

鹿児島県知事　塩田　康一は，内部統制に関する体制の整備及び運用に責任を有しており，鹿児島県においては，「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年３月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき，「鹿児島県の内部統制に関する方針」（令和２年３月２日策定，令和４年３月７日改定。以下「県方針」という。）を定め，当該方針に基づき，事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

また，全庁的に共通する事務リスクについて，マニュアルにおいてリスク対応策例を示し，令和４年度から対応策の標準化に努めているところです。

なお，内部統制は，内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき，一体となって機能することで，その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため，内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し，又は，当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

２　評価手続

鹿児島県においては，令和５年度を評価対象期間とし，令和６年３月 31 日を評価基準日として，ガイドラインの「Ⅳ　内部統制評価報告書の作成」に基づき，県方針により対象としている「財務に関する事務」，「情報管理に関する事務」，「業務・服務管理に関する事務」に係る内部統制の評価を実施いたしました。

３　評価結果

上記評価手続のとおり，ガイドラインに基づき評価作業を実施した限り，評価対象期間内に「財務に関する事務」において，一部の所属で運用上の重大な不備を把握しましたが，それ以外の事務については，評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断いたしました。

４　不備の是正に関する事項

上記の評価結果における運用上の重大な不備に該当する事案としては，県職員が公物を不正に取得していたとして，懲戒処分を行った事案であり，特に本県の社会的信頼・信用及び名誉を著しく失墜させたものと考えております。

これについては，全所属に対して改めて服務規律の厳正確保と綱紀の粛正について周知徹底を図り，再発防止に取り組んだところです。

引き続き，内部統制制度の周知・徹底を行い，制度の適切な運用と事務の適正な執行の確保に努めます。

令和６年７月 26 日

鹿児島県知事　塩 田 康 一